平成30年12月19日最高裁判決のポイント

(H29.10.22衆議院小選挙区選挙に係る一票の較差を巡る選挙無効訴訟)

【合憲】

本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割り は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというこ とはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものと いうことはできない。

<アダムズ方式導入(平成28年改正法の本則)への評価>

○ 平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当 たり、定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により 行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、そ の状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた。

<0増6減等(平成28年改正法の附則)への評価>

- アダムズ方式による定数配分がされるまでの較差是正の措置として、 0 増 6 減の措置を採るとともに選挙区割りの改定を行うことにより、選 挙区間の人口等の最大較差を縮小させた。
- 投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性 を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価することができ る。

く1人別枠方式に基づく定数配分の残存について>

- 平成24年改正法から平成29年改正法によって、選挙区間の選挙人 数の最大較差が縮小し、定数配分をアダムズ方式により行うことによっ て1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措 置が講じられた。
- このような立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮する と、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものとなる ということはできない。

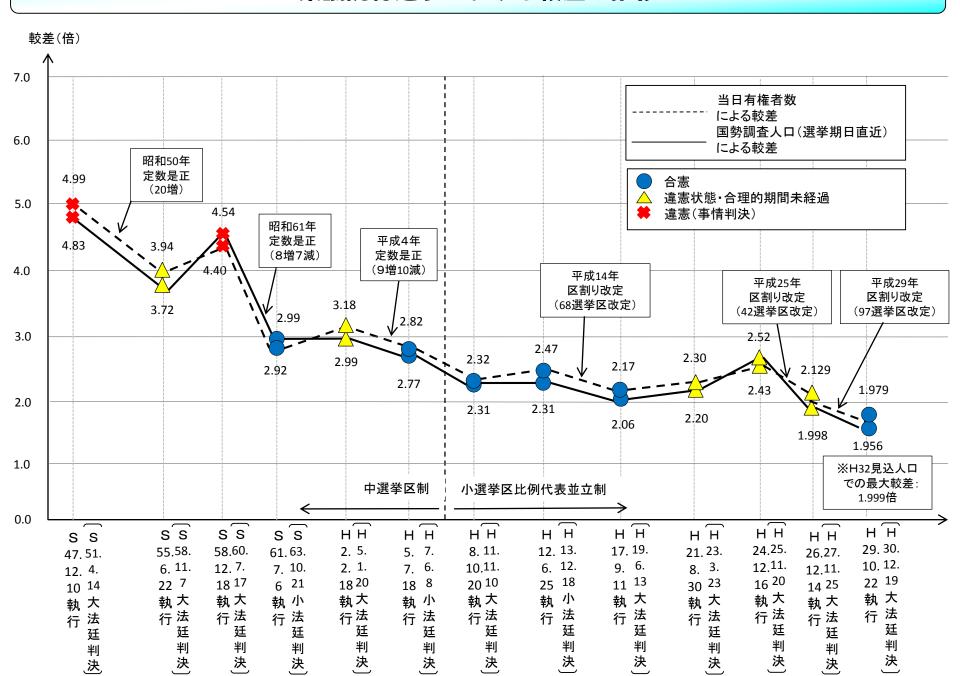
<本件区割規定への評価>

- 本件区割規定は、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつ つ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させる かという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏ま えた上で定められたものということができ、本件選挙当時においては、 新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されてい たということができる。
- 平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判 示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法 による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価するこ とができる。

平成24年改正法

平成28年改正法 平成29年改正法 一人別枠方式を廃止し、0増5減。 衆議院選挙制度に関する調査会答申を受け、アダムズ方式導入や0増6減等。 区割り審の勧告どおり衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定。

衆議院総選挙における較差の推移



平成30年12月19日最高裁大法廷判決 (平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る一票の較差を巡る選挙無効訴訟)

平成30年(行沙)第109号,第117号,第131号,第135号,第136号,第140号,第147号,第150号,第151号,第153号,第158号,第161号,第162号,第183号,第190号,第212号 選挙無効請求事件

判 決 理 由 骨 子

平成28年法律第49号及び平成29年法律第58号による区画審設置法及び公職選挙法の改正は、平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たっていわゆるアダムズ方式により各都道府県への定数配分を行うこととしつつ、同方式による定数配分がされるまでの較差是正のための措置として、各都道府県の選挙区数のいわゆる0増6減の措置を採るとともに、新区画審設置法3条1項と同様の区割基準に基づき、平成32年までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように選挙区割りの改定を行うこととしたものである。平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙は、このように改定された選挙区割りの下において行われたものであり、本件の選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が1対1.979に縮小したことなどに照らすと、これらの改正は、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価することができ、本件の選挙当時においては、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたということができる。

したがって、本件の選挙当時において、公職選挙法13条1項、別表第1の定める選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、これらの規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。(意見、反対意見がある。)

平成30年(行少)第109号,第117号,第131号,第135号,第136号,第140号,第147号,第150号,第151号,第153号,第158号,第161号,第162号,第183号,第190号,第212号 選挙無効請求事件

多数意見要旨

- 1 憲法は、投票価値の平等を要求しているものと解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。国会において衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度を採用する場合、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。
- 2 平成26年選挙前に設置された衆議院議長の諮問機関である選挙制度調査会において、平成27年大法廷判決の言渡し後に、小選挙区選出議員の定数を6削減するとともに、投票価値の較差を是正するための新たな議席配分方式として、各都道府県の人口に比例した配分方式の一つであるアダムズ方式を採用すること等を内

容とする答申がされ、平成28年法律第49号(平成28年改正法)は、これと同内容の規定を設けた上で、アダムズ方式による各都道府県への定数配分を平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づいて行うこととし、その5年後に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の較差が2倍以上となったときは同較差が2倍未満となるように各都道府県内の選挙区割りの改定を行うことを定めた。

さらに、平成28年改正法は、アダムズ方式による定数配分が行われるまでの措置として、選挙制度の安定性を確保しつつ較差の是正を図るため、附則において、平成27年国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により定数配分を行った場合に選挙区数の削減が見込まれる議員1人当たりの人口の少ない6県の選挙区数をそれぞれ1減ずる0増6減の措置を採るとともに、平成28年改正法による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(新区画審設置法)3条1項と同様の区割基準に基づき、次回の国勢調査が行われる平成32年までの5年間を通じて選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように選挙区割りの改定を行うこととした。その上で、平成29年法律第58号(平成29年改正法)において、19都道府県の97選挙区における選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正が行われ、同改正後の公職選挙法13条1項及び別表第1(本件区割規定)の定める選挙区割り(本件選挙区割り)の下において本件選挙が行われた。

そして、本件選挙区割りの下における選挙区間の投票価値の較差は、平成27年 国勢調査の結果による人口の最大較差において1対1.956,本件選挙当日の選 挙人数の最大較差においても1対1.979に縮小され、選挙人数の最も少ない選 挙区を基準として較差が2倍以上となっている選挙区は存在しなくなった。

このように、本件区割規定に係る改正を含む平成28年改正法及び平成29年改 正法による改正は、平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改 定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ 方式により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、そ の状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた上で、同方式による定数配分がされるまでの較差是正の措置として、各都道府県の選挙区数の0増6減の措置を採るとともに選挙区割りの改定を行うことにより、上記のように選挙区間の人口等の最大較差を縮小させたものであって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価することができる。

もっとも、本件選挙においては、平成24年法律第95号(平成24年改正法) 及び平成28年改正法により選挙区数が減少した県以外の都道府県について、1 人別枠方式を含む平成24年改正法による改正前の区画審設置法(旧区画審設置 法) 3条所定の区割基準(旧区割基準)に基づいて配分された定数に変更はなく、 その中には、アダムズ方式による定数配分が行われた場合に異なる定数が配分さ れることとなる都道府県が含まれている。しかし、平成24年改正法から平成2 9年改正法までの立法措置によって、旧区画審設置法3条2項が削除されたほか、 1人別枠方式の下において配分された定数のうち議員1人当たりの人口の少ない 合計11県の定数をそれぞれ1減ずる内容の定数配分の見直しや、選挙区割りの 改定が順次行われたことにより、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最 大較差が上記のとおり縮小した。加えて、本件選挙が施行された時点において、 平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数 配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における定数配分の 影響を完全に解消させる立法措置が講じられていた。このような立法措置の内容 やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選挙において、1人別枠方式 を含む旧区割基準に基づいて配分された定数とアダムズ方式により各都道府県の 定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在して いることをもって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するもの となるということはできない。

以上の事情を総合的に考慮すれば、本件区割規定は、投票価値の平等の要請にか

なう立法的措置を講ずることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものということができ、本件選挙当時においては、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたということができる。そうすると、平成28年改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するというべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる。

3 したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない。

(多数意見を構成する裁判官は、大谷長官、岡部、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、深山、三浦各裁判官の11名)

平成30年(行少)第109号,第117号,第131号,第135号,第136号,第140号,第147号,第150号,第151号,第153号,第158号,第161号,第162号,第183号,第190号,第212号 選挙無効請求事件

個 別 意 見 要 旨

[林裁判官の意見]

- 1 以下のとおり、本件選挙区割りを合憲状態にあるとみることはできない。ただ、累次の大法廷判決を受けて国会が行った是正努力の結果、不合理な制度の解消等につき漸次的とはいえ相当な前進がみられることから、結論として、本件区割規定は合憲である。
- 2 投票価値の平等に関する合憲性判断に当たっては、それが投票価値の平等原則との関係において選挙制度の合憲性を判断するものである以上、投票価値の客観的測定値である較差の数値と切り離して適切に評価することはできない。そして、その数値の評価に当たって、投票価値の間に2倍もの格差があって、なお不平等にあらずというのは、常識に反すると思われ、「ほぼ2倍」といえる1.979倍の最大較差は、その数値自体(「静態的」数値)が、投票価値の平等原則との関係で、同原則が許容する範囲内、すなわち合憲状態にあると断ずることができる理論的根拠はない。本件選挙については、較差縮小に向けて相当な改善があったとはいえ、「ほぼ2倍」もの大きな較差を生んでいる以上、その選挙制度は、どこかに不合理があるという評価とならざるを得ず、違憲状態を脱して合憲状態にあるとみることはできない。

投票価値の平等原則と較差の関係については、平成28年の参議院議員選挙に関する最高裁平成29年(行ツ)第47号同年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139頁における意見で述べたところが、衆議院議員選挙である本件選挙につ

いても基本的に妥当する。その上で、1人1票の原則とは、国民1人1人が1票を 投じることができるだけではなく、各1票の価値が、財産、地位等によって差別さ れてはならないという投票価値の平等原則に通ずるものであり、その差別の禁止 は、居住地による差別をも含み、厳格に考えるべきものである。地理的、歴史的、 社会的といった、選挙制度の構築に当たって国会が考慮することのある他の諸要素 は、それ自体が憲法上の要求でない以上、投票価値の平等原則の下位に立つもので あり、よほど合理的な理由がない限り、そしてそのことが明確に説明されない限 り、投票価値の平等が優先的に尊重されなければならないと考える。

3 次に、本判決の中長期的な影響として、本件選挙につき合憲状態との判定を下すことは、平成28年改正法及び平成29年改正法に基づく選挙制度について、実質上、いわば包括的な「お墨付き」を与えるものであると受け止められる可能性が高いという懸念がある。しかも、その判定の効果は、アダムズ方式による定数配分が実際に行われると見込まれる平成34年まではもちろんのこと、その次の国勢調査後までの約15年間は優に持続する可能性がある。その上に、アダムズ方式による定数配分の下においても、較差の縮小に限界があることは否定できない。加えて、農村部の過疎化と都市部、特に首都圏の過密化が更に進む見込みがあるため、2倍程度の最大較差が恒常化する構造が生まれる現実的な可能性が相当にある。

最大較差を2倍未満に抑えることが構造的に困難であった状況においては,2倍未満という基準は合理的な目標であったといい得るが,約2倍に張り付いてよいということを意味するものではない。投票価値の平等の重要性に鑑みて,「約2倍」を最終目標と考えるのは適当ではなく,約2倍もの最大較差が恒常化することは,投票価値の平等を実質的に損なうものというほかない。

4 投票価値の平等化については、確かに政治的な困難があって漸進的なものとならざるを得ないとしても、それは代表民主制の根幹に関わる重要な憲法問題であるので、本判決の結果をもって事足りることはなく、「絶えず活発に」その改善を目指すべきものであると考える。

[宮崎裁判官の意見]

- 1 憲法の要求する投票価値の平等は、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、人口比例以外の要素は合理性がある限り考慮することを許容するものであるから、各都道府県への定数配分やこれを前提とした選挙区割りも、合理性のある基準又は考慮要素に基づいて行うことを要請していると解すべきである。したがって、合理性のない要素を考慮してされた定数配分が実質的にみて是正されたとは評価できない場合には、最大較差が2倍未満であっても、その定数配分が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態ではないと認めることはできない。
- 2 1を踏まえると、本件区割規定において、平成23年大法廷判決が憲法の投票価値の平等の要求に反するとした合理性のない要素を考慮してされた定数配分がその後是正されているか否かについて、厳格に検証する必要がある。 ・
- (1) 本件選挙区割りは、新区画審設置法3条に定められている基準(本則基準)ではなく、平成28年改正法の附則2条2項及び3項に定める基準(附則基準)に従って作成されたものであり、附則基準は、本則基準とは異なり、都道府県への定数配分において人口比例基準を採用していない。
- (2) 附則基準は、定数削減の対象とされた6県以外の都道府県(2号区域)については、旧区割規定中の別表第1に定められた小選挙区数をそれぞれの都道府県内の小選挙区数(改正前小選挙区定数)とするとしており、この改正前小選挙区定数は人口少数県への配慮という合理性のない要素を考慮して配分されたものであることから、その影響が、本件選挙区割りにどの程度残されているかが問題となる。

1人別枠方式を採用することにより合理性のない要素を考慮して行われた旧区割 基準による定数配分によって生じた配分のゆがみは、人口の少ない県にだけでな く、人口の多い都道府県にも、同時に、かつ不可避的に及んでいる。しかるとこ ろ、平成23年大法廷判決以降に行われた平成24年改正法及び平成28年改正法 による定数の改正は、いずれも人口の少ない県の選挙区の「定数削減」を行った改 正であり、人口の多い都道府県の定数が平成23年大法廷判決以降の法改正によって見直されたことはない。また、人口の多い都道府県については、選挙区間の最大較差が2倍以上にならないようにする限度で選挙区割りの見直しの対象とされただけであり、合理性のない要素を考慮した定数配分の是正がされたわけではない。

平成2.7年国勢調査の人口を基礎として計算した結果をみると、本件選挙時の選挙人数を基礎とした計算においても、人口の多い都道府県と人口最少県の議員1人当たりの人口較差に大きな差があることは、人口の多い都道府県の選挙人の投票価値がより低い方向にゆがめられていることを示している。また、都道府県間の最大較差は本件選挙区割り策定時には1.844倍であるが、アダムズ方式によって定数配分を行うと1.655倍になること、選挙区間の最大較差は1.956倍と計算されていたことなどの計算結果に基づいて概念的に整理してみると、本件選挙区割り策定時に計算されていた最大較差1.956倍中1を超える部分の内訳は、①都道府県に対して人口比例方式で定数配分を行うことによって生じる較差部分が約68.5%、②平成23年大法廷判決によって合理性のないと判断された要素によって生じている較差部分が約19.8%、③附則2条3項に定められている諸要素(合理性について特に疑問を呈されていない要素)によって生じる較差部分が約11.7%となり、②が③よりも大きい(約1.69倍)ことが分かる。

(3) このように検討してみると、本件選挙時においては、本件区割規定が、平成23年大法廷判決によって合理性がないと判断された要素を考慮してされた定数配分を是正し、その影響を解消したものとはいえず、また残されている影響の程度は実質的に無視し難い大きさであると評価せざるを得ない。

そして、国民からみれば、投票権は具体的な選挙においてのみ行使できる権利であることなどを考慮するならば、まずは、実際に本件選挙に適用された本件区割規定における具体的な投票権の内実が憲法の投票価値の平等の要求に適合する状態であったかという点を判断の対象にすべきである。そして、その判断においては、本件選挙区割りにまだ反映されていない法律(新区画審設置法3条1項及び2項)の

存在を考慮すべきではない。

以上を総合した結果,本件選挙時における本件選挙区割りは,憲法の投票価値の 平等の要求に反する状態,すなわち違憲状態であったと考える。

3 しかしながら、これまでの大法廷判決を踏まえ、国会における是正のための作業の進捗状況等について動態的に観察して合憲性を判断するという判断枠組みを採用することは、少なくとも本件訴訟においては意味があると考えられる。そして、平成28年改正法による改正後の新区画審設置法3条1項及び2項が都道府県への定数配分について人口比例方式の採用を明記したことなどの国会において平成26年選挙以降にされた是正のための作業の成果については、現時点では肯定的な評価ができることを勘案すると、その取組が立法裁量権の行使として相当なものでなかったとまでいうことはできない。よって、本則基準に基づく区割り改定案の立法化についてはまだ将来に残されたところもあるものの、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

[鬼丸裁判官の反対意見]

1 衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、適正に国民の意思を集約し、反映されていることが求められる。そうであるからこそ、憲法は、1対1に近い投票価値の平等を保障しており、これが最も重要かつ基本的な基準となる。したがって、議員の定数配分及び選挙区の区割りを定めるに当たっては、それ以外の要素は上記基準に反しない程度の合理性を有するものに限り考慮することができるのであって、1対1に近い投票価値の平等を超えて約2倍の較差を認めることになるような考慮要素等が国会に認められる裁量であると解することは困難である。その詳細は以下のとおりであり、その結果、本件区割規定は憲法に違反すると考える。

第1に、本件選挙における選挙区間の選挙人数の較差は、全選挙区289のうち 較差が1.9倍以上となる選挙区が28選挙区、1.8倍以上となる選挙区が71 選挙区, 1. 5倍以上となる選挙区が168選挙区存在した。新区画審設置法3条1項は,選挙区間の人口較差が2倍以上にならないようにする旨を規定しているが,憲法の投票価値の平等の要求に照らしたとき,同項がほぼ2倍の較差のある選挙区が多数生じることを当然に容認するものと解することはできない。

第2に、地域の声の届きにくい人口少数県の声を国会に届ける目的で人口少数県の議員定数を増加させるという考え方もあるが、国会議員は全国民の代表者であって(憲法前文、43条1項)、全国民の視野に立って行動することが憲法の要求である。近年の発達した通信技術により発信が容易になったこと等に伴い、議員定数を増加する方法を採用しなくとも、人口が少ない地域の実情は知ることができるから、人口少数県により多くの議員定数を配分することには合理性があるとはいえず、都道府県別の人口の多寡という要素のみを特に考慮して1人1票に近い投票価値の平等を損なうことを、憲法は許容していないというべきである。

第3に、平成23年大法廷判決は、実質的に1人別枠方式に従ってされる憲法の投票価値の平等の要求に反する定数配分及び選挙区割りは憲法の要請に反するとしたものである。同判決後の法改正によっても、選挙区数が1ずつ減少となった合計11県を除く36都道府県では議員定数配分は旧区割基準に基づく定数配分を見直されていないから、本件選挙実施時における議員定数の配分は、実質的に1人別枠方式が廃止された上で定数の再配分が行われた場合とは異なる定数の配分がされたものであり、憲法の投票価値の平等の要求に沿った選挙制度の下で本件選挙が行われたものとはいい難い。

2 平成23年大法廷判決の言渡しがされた平成23年3月23日以降,本件選挙実施までに既に6年6か月が過ぎており,立法府が司法の判断の趣旨を踏まえ,投票価値の平等の実現に向けて真摯に行動していれば,上記の期間内に憲法の投票価値の平等の要求するところに沿った1対1に近い定数配分及び選挙区割りへの是正を行うことは十分可能であったものであり,憲法上要求される合理的期間は経過したというべきである。

3 もっとも、本件選挙は、投票価値の不平等を理由とする衆議院議員選挙の無効訴訟が提起されるようになって以来、最大較差が初めて2倍未満となった選挙である。また、新区画審設置法3条2項にアダムズ方式を採用する旨の規定を設け、平成32年以降に行われる国勢調査の結果に基づき同方式を適用することが予定され、当面は選挙区間の投票価値の較差が縮小することが見込まれており、投票価値がより1対1の平等に近づくことを期待することができる。そうであるとすれば、司法が直ちに選挙無効の結論を出すのではなく、まず国会が新区画審設置法のもとで投票価値の較差是正を一層進め、その結果について司法が検証するということが憲法の予定する立法権と司法権の関係性に沿うものと考える。

したがって、本件区割規定は違憲であるが、いわゆる事情判決の法理により請求 を棄却した上で、本件選挙は違法であることを宣言すべきである。

〔山本裁判官の反対意見〕

1 憲法は、代表民主制に支えられた国民主権の原理を宣明しており、民主国家の要となる国会を構成する両議院の議員は、公平かつ公正な選挙によって選出されなければならない。憲法43条1項が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と規定するのは、この理を表している。そして、特定の地域の一票の価値と他の地域のそれとを比べて数倍の較差があったとすると、その数倍の一票の価値のある地域の国民が、当該他の地域の国民に対して、その較差の分だけ強い政治力を及ぼしやすくなり、いずれの国民も平等に選挙権を行使できなければ、憲法前文にいう代表民主制に支えられた国民主権の原理は画餅に帰してしまうから、その中でも、「公平な選挙」は、憲法上必須の要請である。

その意味で、国政選挙の選挙区や定数の定め方においては、投票価値の平等は、 他に優先する唯一かつ絶対的な基準として真っ先に守られなければならないもので あり、これが実現されて初めて、我が国の代表民主制が国民全体から等しく支持さ れる正統なものとなる。また、従来から、各地域の人口の増減に議員定数の増減が 追いつかず、人口が流入する地域の国民の声がそれだけ国政に反映される度合いが 低くなっており、代表民主制の本来の姿に合致しない状態が継続している。

したがって、現在の国政選挙の選挙制度において法の下の平等を貫くためには、 一票の価値の較差など生じさせることなく、どの選挙区においても投票の価値を比較すれば1.0となるのが原則であると考える。ただし、人口の急激な移動や技術的理由などの区割りの都合によっては1~2割程度の一票の価値の較差が生ずるのはやむを得ないと考えるが、それでもその場合に許容されるのは、せいぜい2割程度の較差にとどまるべきであり、これ以上の一票の価値の較差が生ずるような選挙制度は法の下の平等の規定に反し、違憲かつ無効であると考える。

2 上記のとおり、一票の価値の較差が2割程度を超えた場合には当該選挙は無効になり、その場合、①無効とされた選挙に基づいて選出された議員によって構成された議院が既に行った議決等の効力及び②無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱いが問題となるが、選挙制度の憲法への適合性を守るべき立場にある裁判所としては、違憲であることを明確に判断した以上はこれを無効とすべきであり、これらの問題については、経過的にいかに取り扱うかを同時に決定する権限を有すると考える。

上記①の点については、選挙無効の判決の効力は将来に向かってのみ発生するから、判決前にされた議決等は当然に有効なものとして存続することとなるし、判決後においても、後記のとおり一定数の身分の継続する議員で構成される院により議決等を有効に行うことが可能となる。

上記②の点については、衆議院の場合、訴訟の対象とされた選挙区から選出された議員のうち、一票の価値(議員一人当たりの有権者数の全国平均をもって各選挙区の議員一人当たりの有権者数を除して得られた数)が 0.8 を下回る選挙区から選出された議員は、全てその身分を失うものと解すべきである。なぜなら、これらの選挙区から選出された議員がその身分を維持しつつ他の選挙区の議員と同様に国会の本会議や委員会において議事に加わることは、そもそも許されないと解される

からである。それ以外の選挙区から選出された議員の身分は継続し、引き続き衆議 院議員であり続けることができるから、これらの議員によって構成される院で、一 票の価値の平等を実現する新しい選挙区の区割り等を定める法律を定めるべきであ る(本件選挙当日において、衆議院小選挙区選出議員の定数289人中、一票の価 値が0.8を下回る選挙区の定数は、試算によると55人であり、総定数が465 人であることを考えると、これらの議員が欠けたとしても、院の構成には特段の支 障はないと考えられる。)。

3 なお、一票の価値の平等を実現するための具体的な選挙区の定め方に関して は、国会において十分に議論されるべき事柄であるが、都道府県又はこれを細分化 した市町村その他の行政区画などを基本単位としていては、策定が非常に困難か、 事実上不可能という結果となることが懸念される。したがって、これらは、もはや 基本単位として取り扱うべきではなく、例えば投票所単位など更に細分化するか、 又は全国を単一若しくは大まかなブロックに分けて選挙区及び定数を設定するか、 そのいずれかでなければ、一票の価値の平等を実現することはできないのではない かと考える。

-9-